

商品概要説明書

(平成30年4月2日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）：年金定期貯金「結いの恵み」
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方で以下の条件の内いずれかに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当JAで年金を受給されている方（指定手続き中を含む） (2) 当JAへ年金受給口座の指定を予約された方 <p>※予約の方は「年金ご予約（・お手続き）カード」の提出が必要です。 ※対象となる公的年金は以下のとおりです。 国民年金、厚生年金、共済組合等年金（国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、市議会議員共済会、町村議会議員共済会）、恩給、船員保険年金</p>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 ATMでのお預け入れは対象外となります。 50万円以上1,000万円未満 新たにお預け入れいただく資金を対象とします。 1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 年0.20%（税引後年0.159%）を約定利率として適用いたします。 満期時において下記の①または②の確認ができない場合は、約定利率を適用せず、預入日に遡って預入日時点のスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当JAでの公的年金のお受け取りの確認 ② 当JAでの年金受取口座の指定予約の確認 スーパー定期貯金（1年もの）に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。 ・やむを得ず抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。また、初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。 																				
<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 																				
<p>11. 苦情処理措置 および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所（店）または当 J A の下記連絡先にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <table border="1" data-bbox="606 788 1254 869"> <tr> <td>担当部署</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>金融推進部</td> <td>089-946-1611</td> </tr> </table> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県 J A バンク相談所（電話：0 8 9 - 9 4 8 - 5 6 5 6）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関をご利用できます。上記当 J A 担当部署または愛媛県 J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：0 8 9 - 9 4 1 - 6 2 7 9） 	担当部署	電話番号	金融推進部	089-946-1611																
担当部署	電話番号																				
金融推進部	089-946-1611																				
<p>12. その他参考となる事項 (1) 懸賞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預入金額 5 0 万円につき 1 口の抽選権が付与されます。 ・定期貯金契約日に応じて抽選を行います。 <p>【抽選スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="456 1330 1398 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>定期契約日</th> <th>抽選時期</th> <th>カタログ発送時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期</td> <td>平成 30 年 4 月 2 日～6 月 29 日</td> <td>平成 30 年 7 月下旬</td> <td>平成 30 年 8 月上旬</td> </tr> <tr> <td>第 2 期</td> <td>平成 30 年 7 月 2 日～9 月 28 日</td> <td>平成 30 年 10 月下旬</td> <td>平成 30 年 11 月上旬</td> </tr> <tr> <td>第 3 期</td> <td>平成 30 年 10 月 1 日～12 月 28 日</td> <td>平成 31 年 1 月下旬</td> <td>平成 31 年 2 月上旬</td> </tr> <tr> <td>第 4 期</td> <td>平成 31 年 1 月 4 日～3 月 29 日</td> <td>平成 31 年 4 月下旬</td> <td>平成 31 年 5 月上旬</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・定期貯金契約時における各期の抽選につき、お一人さまあたり当選は一口とします。 ・本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。抽選前に中途解約するときは、抽選権がなくなります。 ・当選者の発表 賞品の送付をもって、当選者の発表とさせていただきます。 ・賞品の内訳 定期契約時の抽選における当選口数 1 期あたり最大で 46, 000 口 (当選者には、ギフトカタログが送付されます。) 		定期契約日	抽選時期	カタログ発送時期	第 1 期	平成 30 年 4 月 2 日～6 月 29 日	平成 30 年 7 月下旬	平成 30 年 8 月上旬	第 2 期	平成 30 年 7 月 2 日～9 月 28 日	平成 30 年 10 月下旬	平成 30 年 11 月上旬	第 3 期	平成 30 年 10 月 1 日～12 月 28 日	平成 31 年 1 月下旬	平成 31 年 2 月上旬	第 4 期	平成 31 年 1 月 4 日～3 月 29 日	平成 31 年 4 月下旬	平成 31 年 5 月上旬
	定期契約日	抽選時期	カタログ発送時期																		
第 1 期	平成 30 年 4 月 2 日～6 月 29 日	平成 30 年 7 月下旬	平成 30 年 8 月上旬																		
第 2 期	平成 30 年 7 月 2 日～9 月 28 日	平成 30 年 10 月下旬	平成 30 年 11 月上旬																		
第 3 期	平成 30 年 10 月 1 日～12 月 28 日	平成 31 年 1 月下旬	平成 31 年 2 月上旬																		
第 4 期	平成 31 年 1 月 4 日～3 月 29 日	平成 31 年 4 月下旬	平成 31 年 5 月上旬																		

<p>(2) 取扱期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賞品は一時所得と考えられ、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは税理士等の専門家にご相談のうえご確認ください。 ・所定の期間内に、カタログのお申込みがない場合は、JAタウン「結いの恵み」ギフトカードをお届けします。 ・賞品のお届け先 賞品は当JAへ届け出されている住所にお届けします。カタログからお選びいただいた商品は、申込みハガキでご指定いただいた第三者（お子さま、お孫さま等）にお届けすることもできます。お客さまの転居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効となる場合があります。 ・個人情報の取扱いに関する重要事項 <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまとのお取引のある農業協同組合は、当該農業協同組合が所在する都道府県の信用農業協同組合連合会、農林中央金庫（農業協同組合を含めて「JAバンク会員」といいます。）にお客さまの下記3の個人情報を提供し、JAバンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ○賞品等の進呈対象者の確認および賞品等の発送 ○訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ○新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 2. JAバンク会員（代表金融機関：農林中央金庫）については、次のホームページからご確認ください。 <p>http://www.jabank.org/（平成30年3月現在）</p> 3. JAバンク会員は以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等 4. 農林中央金庫は本懸賞品企画業務・発送業務の一部を外部業者に委託いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金） ・取扱期間中であっても諸情勢により取扱いを終了することがあります。
-----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA松山市